

南九州市  
共生・協働による地域づくり  
基本方針

～いっしょにつくる私たちの未来のまち～

みな、みりよく!



南九州市

はじめに

南九州市は、これまで市民一人ひとりの活動、特に自治会を中心とした地域の力によって支えられてきました。地域行事や防災活動、環境美化などの取り組みは、市民が安心して豊かに暮らせる基盤となっています。しかし、人口減少や少子高齢化が進む中で、地域を支える人材が減少し、自治会の運営や地域活動の継続が難しい地区も増えてきています。

こうした社会情勢の変化に対応するためには、地域の多様な主体が互いに連携し、協力し合う体制の構築が不可欠です。南九州市では、自治会と地区公民館が連携し、NPOや子ども会、高齢者団体、企業など多様な団体や住民が協働して取り組む「コミュニティ・プラットフォーム」を基盤とする地域づくりを推進しています。

地区公民館は、地域の人々が集まり、学びや交流を行う地域住民の集う場所「共有の場」としての役割を担っています。今後は、この共有の場を拠点に、地域のさまざまな主体が知恵や力を持ち寄り、課題解決や地域の魅力づくりに取り組むことが求められています。単に場を維持するだけでなく、地域の思いや活動を結びつけ、共に動かしていくことで、地域全体が活性化し、変化する時代の課題にも柔軟に対応できるようになります。こうした「共有の場を生かし、動かす」取り組みこそが、持続可能な地域運営を支える鍵となります。

このように、コミュニティ・プラットフォームは、地域住民と地域に関わる団体等が知恵と力を出し合いながら、課題解決や魅力向上に取り組む仕組みであり、共に学び、行動し、つながることで新しい地域の力を生み出すものです。中心となる地区公民館には、従来の「共有の場」としての役割に加え、地域の情報や人、活動をつなぐ**ハブ機能\***を果たすことが期待されています。

\* 地域づくりにおける「ハブ機能」とは、地域の情報や活動、人のつながりを中心でまとめ、各関係者や団体をつなぐ役割のことです。

また、本市の「第2次総合計画」においては、地域づくりの理念として「みんなで創る協働と自立のまちづくり」が掲げられています。本基本方針は、この理念を具体化するものとして、市民・地域・行政が対等な立場で連携・協働し、共生社会の実現に向けて取り組むための方向性を示すものです。各地区の歴史的背景や産業構造、住民の思いといった地域特性を尊重しつつ、実効性のある施策を推進していくことが重要となります。

本基本方針が、今後の地域づくりに携わるすべての市民や団体にとって有益な指針となり、南九州市が将来にわたり安心して暮らし続けられるまちとして発展していくための一助となることを期待しています。

## 目次

第1章	共生・協働による地域づくり基本方針策定にあたって	1
1	基本方針策定のねらい	
2	基本方針策定の背景	
3	基本方針の位置づけ	
第2章	地域コミュニティの現状と課題	3
1	地域コミュニティの構造と目的	
2	地域コミュニティの課題	
3	コミュニティ・プラットフォームの状況	
	P4◆コラム1：地区公民館って、地域ごとにちょっと違うんです！	
第3章	共生・協働による地域づくりの基本的な考え方	13
1	自治会機能の維持	
2	地区公民館の活性化	
3	多様な主体との連携	
4	自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域づくり	
5	地区の実情と自主性を尊重した地域づくり	
	P16◆コラム2：島根県雲南市に学ぶ	
第4章	共生・協働による地域づくりの仕組み	17
1	自治会機能の維持・強化への支援	
2	コミュニティ・プラットフォーム構築の推進	
3	共生・協働による地域づくりを担う人材の発掘・育成	
4	共生・協働による地域づくりに対する市の支援	
5	施策全体に地域づくりの視点を取り入れた横断的な取組の推進	
	P18◆コラム3：コミュニティ・プラットフォームってどうやってつくるの？	
【参考資料】		24

# 第1章 共生・協働による地域づくり基本方針策定にあたって

## 1 基本方針策定のねらい

南九州市では、地域を支える基礎的な組織である自治会の活動を守りながら、少子高齢化や人口減少などの変化に対応するため、地区公民館を中心とした「コミュニティ・プラットフォーム」を活用した地域づくりを進めてきました。共生・協働による地域づくり基本方針は、南九州市における地域づくりの方向性を明確にすることを目的とし、これまでの取組の経緯等を整理するとともに、今後の方針を示すことで、市民や関係団体が主体的に参画できる持続可能な地域づくりの参考とすることを目指しています。

## 2 基本方針策定の背景

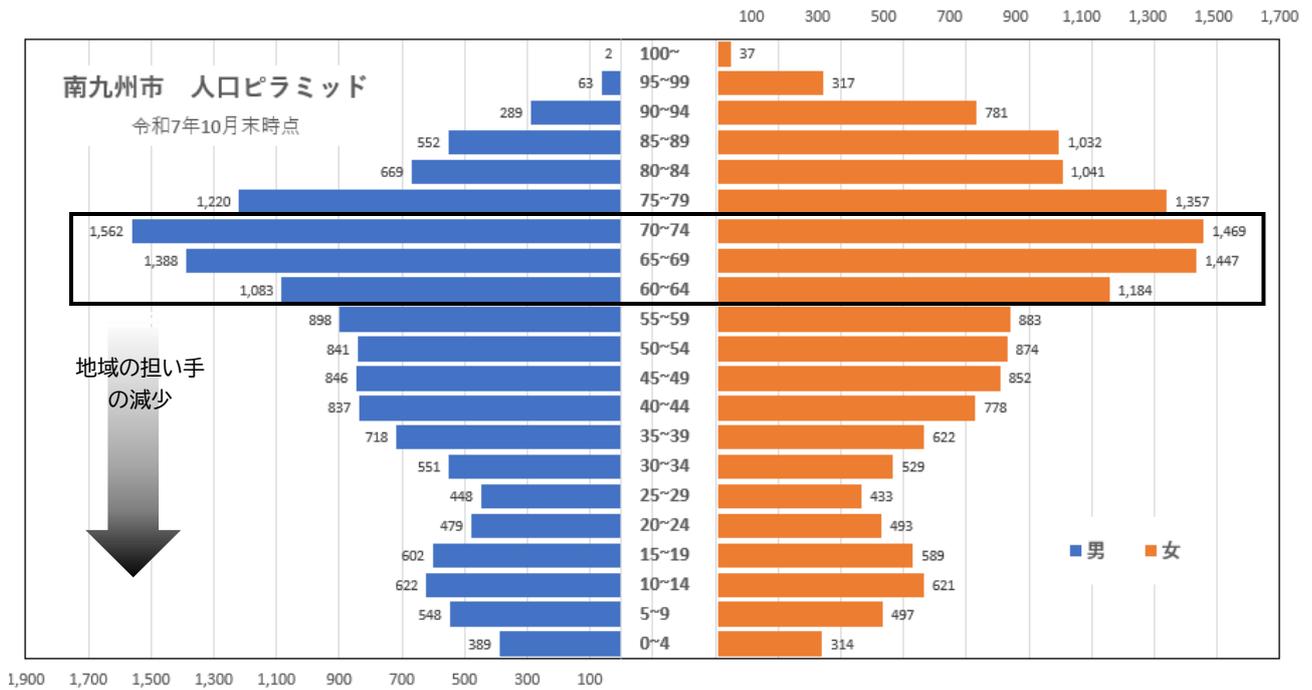
### (1) 南九州市の人口推移と人口推計

本市の人口は毎年減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、10年後の2035年には人口24,206人、25年後の2050年には人口が17,345人となり高齢化率も50%を越えるとされています。



### (2) 地域コミュニティの担い手の減少

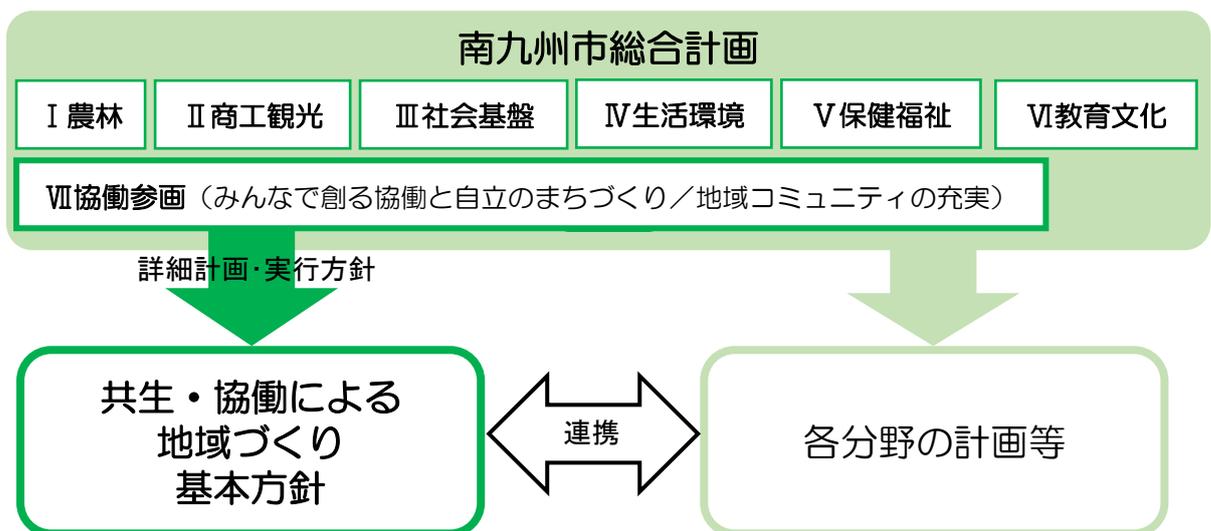
南九州市の人口ピラミッドを見ると、現在、地域の活動や自治会運営を支えている60歳から70歳前後の層が今後10年から20年の間に引退期を迎えることが見込まれます。一方で、就業環境の変化により定年延長の動きが進み、地域での活動に時間を割けるのが従来の「60歳から」ではなく「65歳から」へと後ろ倒しになる傾向も見られます。その結果、地域行事や見守り活動など、地域を支える中心的な担い手が減少することが懸念されます。



### 3 基本方針の位置づけ

基本方針に関する市の計画として、市の最上位の計画である第2次南九州市総合計画（以下「総合計画」）及び様々な分野の計画があります。

基本方針は、総合計画の7つの分野別目標の一つである「みんなで創る協働と自立のまちづくり」の詳細計画として位置付けるものであり、総合計画はもちろん市が策定する各分野の計画との連携を図る必要があります。



#### 総合計画とは

- 総合計画は、南九州市のあるべき姿を描き、その実現のために市民・地域・行政が力をあわせ、新たな時代のまちづくりを進めるための計画です。
  - 南九州市の行政は、産業・環境・福祉・教育など様々な分野で業務を行っており、それぞれの分野で計画をつくっています。総合計画は、それらすべての計画の基本となる、最も大切な計画です。
- ※29ページに総合計画より「地域コミュニティの充実」を掲載してあります。

## 第2章 地域コミュニティの現状と課題

### 1 地域コミュニティの構造と目的

南九州市は、平成19年12月に顛娃町、知覧町、川辺町の3町が合併し誕生しました。本市には、229の自治会と20の地区公民館があります（令和7年4月1日時点）。自治会と地区公民館は、本市の地域づくりの基盤を担う重要な組織ですが、その他にもNPO（特定非営利活動法人）、子ども会、青年団など多様な組織が地域で活動しています。

これらの組織が共生することで、地域に暮らす住民同士の交流の場が生まれ、活動が活性化されます。その結果、他人事ではなく自分事として地域に関わる自治意識が育まれ、地域への愛着や誇りを持つことにつながります。

また、地域コミュニティの形成により住民同士の話し合いが活発になり、その相乗効果として見守り活動や防災対策などにも展開され、互助・共助の重要性が再確認されることが期待されます。

#### (1) 地縁型組織

地縁型組織は、居住地域を基盤とする住民のつながりから生まれ、地域全体の包括的な課題解決や調整を行います。本市においては自治会・地区公民館が該当します。

##### ① 自治会

南九州市における基礎的なコミュニティ組織です。地域住民が協力して清掃活動を行ったり、季節ごとの行事を企画したり、また、防災や防犯の取り組みを通じて日々の暮らしを支えています。自治会は、地域の安全や快適な生活を守るため、住民同士のつながりを深め、助け合いの精神を育んでいます。

自治会の総会は、該当地域に暮らす住民の意思決定機関としての役割を担っています。

##### ② 地区公民館

地区公民館は、小学校区（又は旧小学校区）を単位に、当該の区域に属する自治会から成り立っています。地区公民館は、小学校区単位で地域の行事や活動を調整・企画し、住民同士の交流や学びの場を提供しています。自治会と連携しながら地域づくりを進める重要な役割を担っており、地域の課題解決の推進役や行政との協働にあたっての連携先としての役割が期待されています。

◆コラム1：地区公民館って、地域ごとにちょっと違うんです！

皆さんは、同じ南九州市の中でも、地区公民館のルーツや役割が少しずつ違うことをご存じでしょうか？

実は、その地域の歴史や成り立ちによって、地区公民館の“顔つき”には個性があります。

たとえば――

顛娃地域では、合併前から地区公民館が自治会と力を合わせ、地域の住民自治をしっかり支えてきました。

知覧地域では、地区公民館はもともと「生涯学習の拠点」として、学びや文化活動が中心でした。

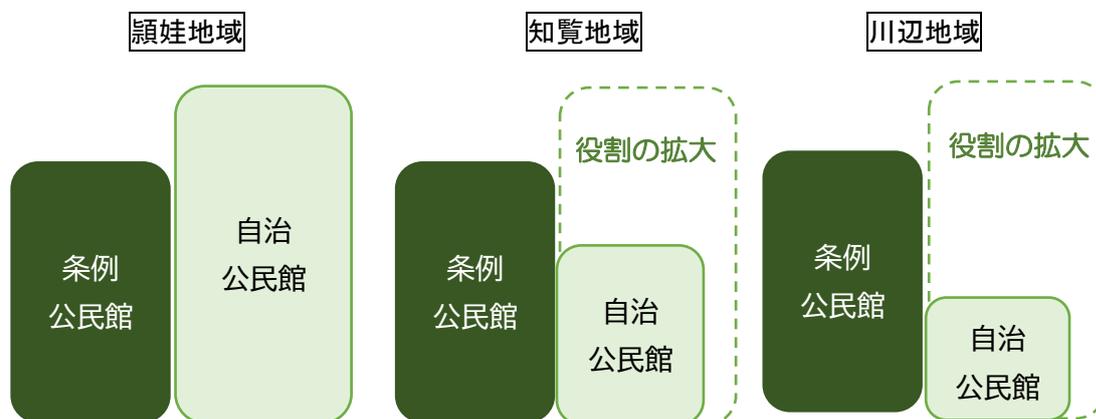
そして川辺地域では、合併をきっかけに小学校区ごとに地区公民館が新しく設置され、地域づくりの拠点として歩み始めました。

このような“背景の違い”があるからこそ、地区公民館が担っている「条例公民館\*」としての役割と「自治公民館\*」としての役割、そのバランスも、地域ごとに少しずつ違ってきます。

\* 条例公民館と自治公民館

条例公民館：条例に基づいた活動、財源は市の予算や補助金、施設管理、書記は市が雇用、館長とは業務委託契約を締結

自治公民館：住民の総意による活動、財源は住民からの会費、住民の互選により館長・役員を選出



そんな地域ごとに顔の違う地区公民館ですが、いま大きな変化が始まっています。これまで条例公民館としての役割が中心であった知覧地域や川辺地域でも、人口減少や高齢化など地域課題が複雑化するなか、「地域のことを地域で考え、解決していこう」という住民自治の動きが、地区公民館を中心に広がりつつあります。

### ③ その他の地縁型組織

#### ア 認可地縁団体

認可地縁団体とは、自治会や町内会などの地縁団体が市町村の認可を受けて法人格を持ったものです。法人格により団体名義で不動産や財産を所有・管理できません。対外的な信用も高まり、地域活動の継続や安定に寄与します。認可には規約整備や活動実態の証明、市長の認可が必要です。人口減少や高齢化の中で地域財産を守り、持続的な運営を可能とする重要な仕組みです。

#### イ 区（川辺地域）

川辺地域には大字を単位とした区が存在しています。その起源は明治時代に遡りますが、戦後、小組合（現在の自治会）に連絡員を置くことになり、現在、区は任意組織として活動し、区の財産管理等を行っています。近年では、解散したり、自治会と組織の整理統合を行った区もあります。

### (2) テーマ型組織

テーマ型組織は、特定の社会課題の解決や特定の活動を行うことを目的とし、居住地に関わらず関心や目的を共有する人々で構成され、NPOやボランティア団体などが該当します。

## 2 地域コミュニティの課題

### (1) 地域コミュニティを取り巻く状況

本市においては、一部の地区を除き世帯数や人口が減少しており、地域コミュニティを支える基盤が徐々に弱まってきています。ここでは、グラフや表を用いて、地域コミュニティを取り巻く状況について客観的に確認していきます。

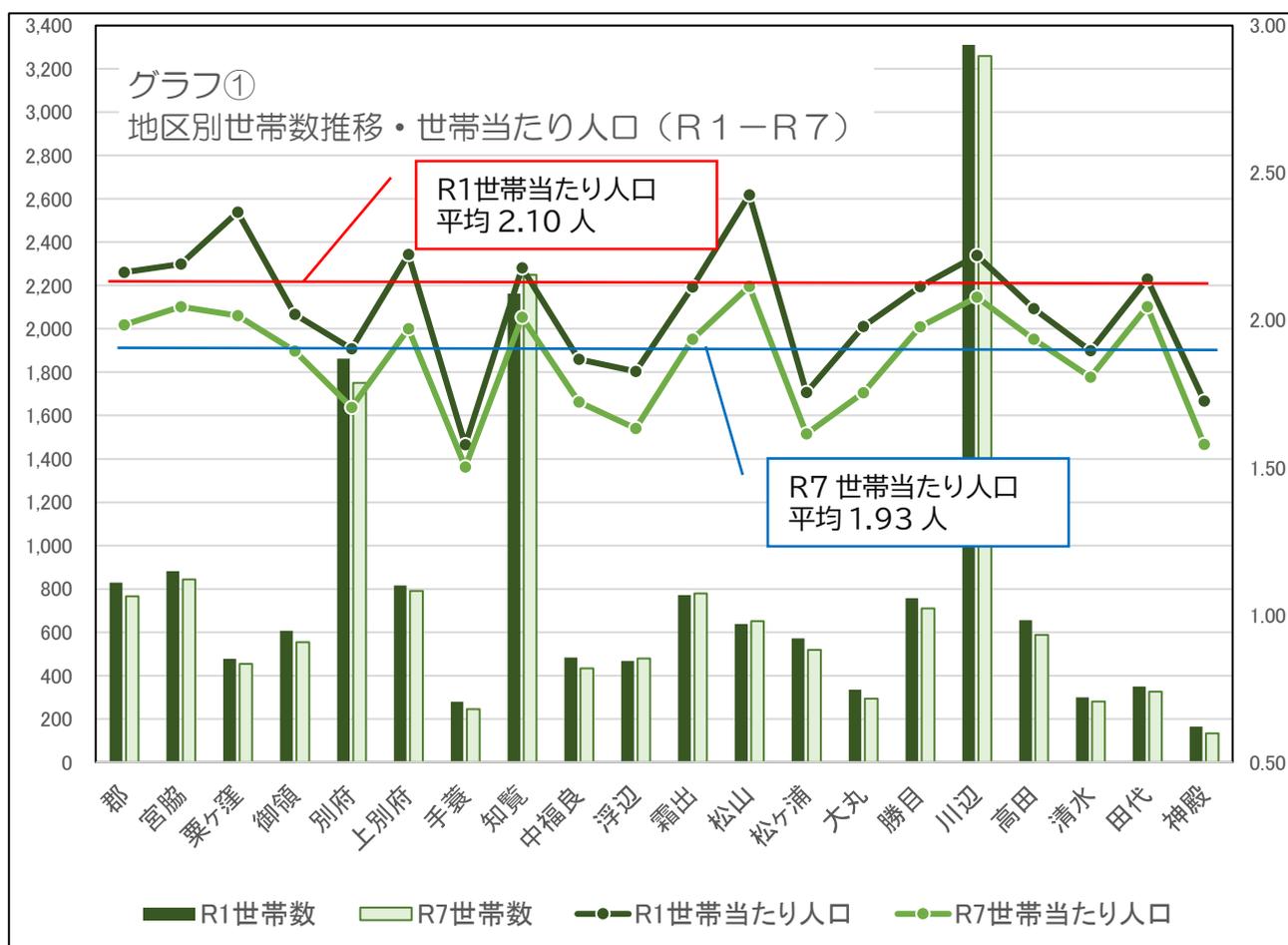
グラフ①に示されている通り、一部の地区を除き世帯数は全体的に減少しており、世帯当たり人口は全ての地区で減少しています。令和元年度の世帯当たり人口の平均は2.10人でしたが、令和7年度には1.93人となっており、地域における単身世帯の増加が進んでいます。

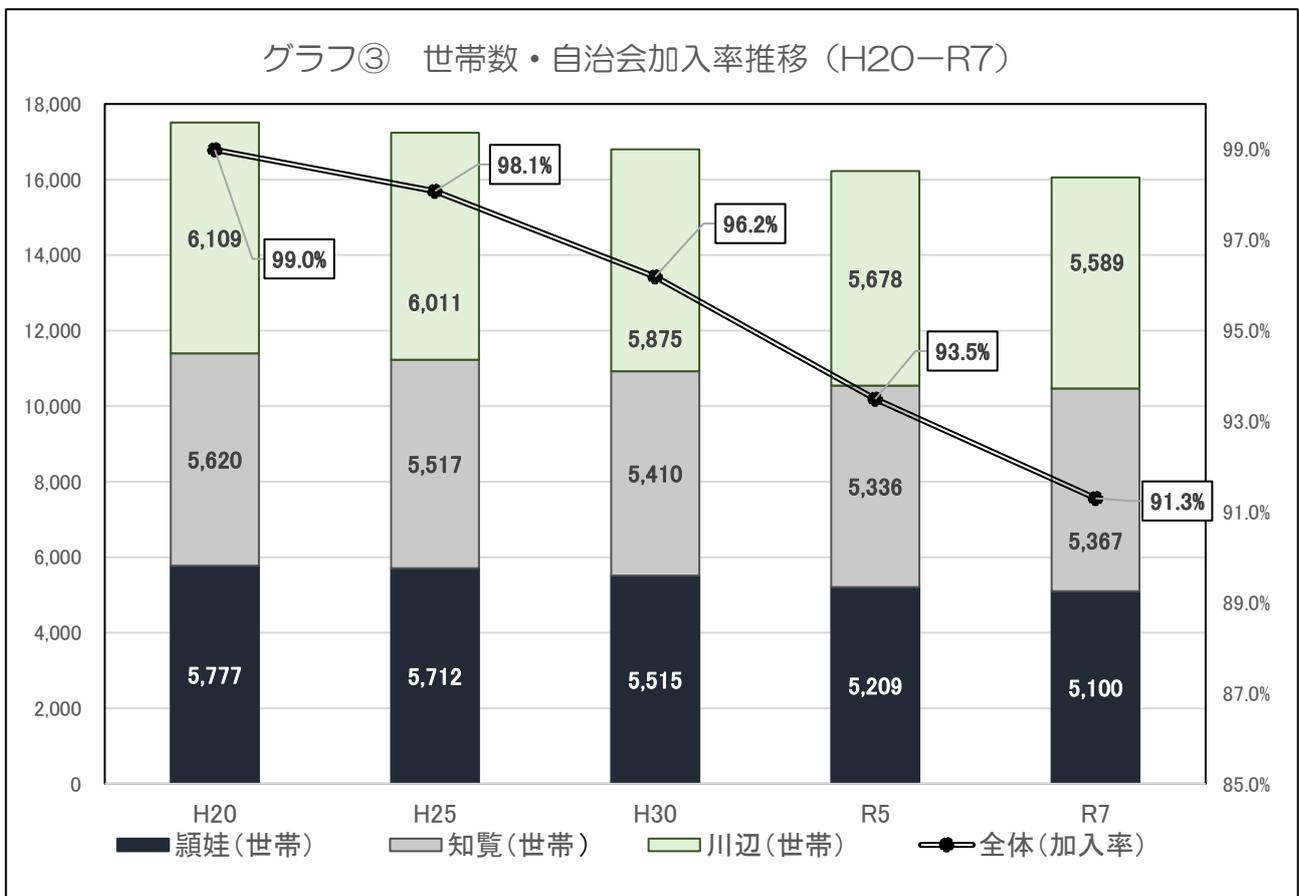
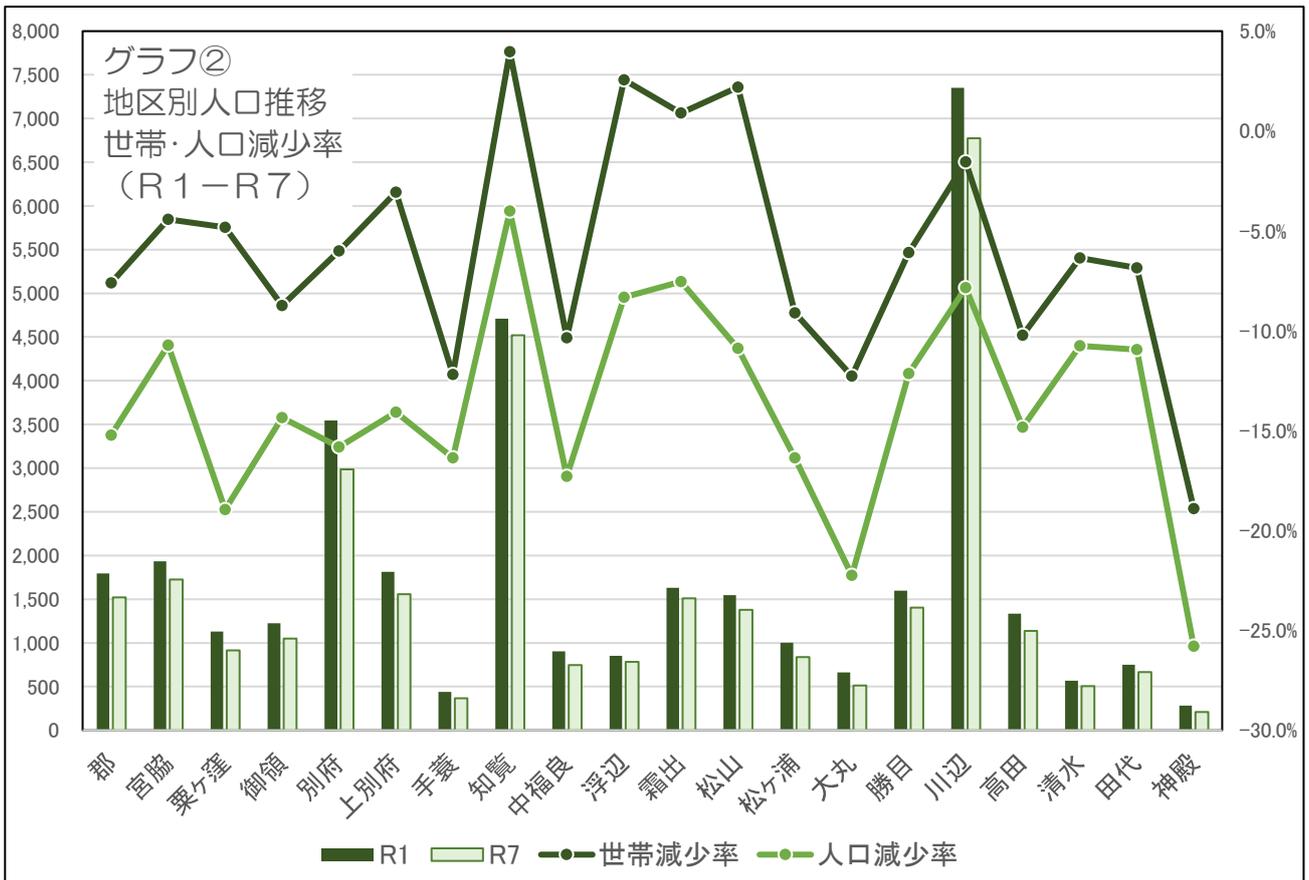
また、人口については全ての地区で減少しており、人口の減少は世帯の減少に先行しています。世帯減少率と人口減少率の差が大きい地区では世帯人員の減少が進んでいることが推察され、今後、人口減少の進度にあわせて世帯の減少が加速することが予測されます。（グラフ②）

このような状況の中で、本市における基礎的な地域コミュニティである自治会への加入率は年々少しずつ減少している状況にあります。全国平均の 71.7% \* と比較すると依然高い割合となっていますが、平成 20 年度に 99.0% であった加入率は、令和 7 年度に 91.3% となっているように徐々に減少している状況にあります。(グラフ③)

\* R4.4 総務省「地域コミュニティに関する研究会報告書」より

さらに、自治会数の減少も進行しており、地域運営のあり方を見直す動きが広がっています。地域では、将来を見据えた自治会運営の効率化や持続可能な体制づくりについて積極的に話し合いが行われており、その結果として自治会統合を進め、持続可能な組織体制を構築した地域もあります。一方で、地域の実情に応じて解散という選択を行った自治会もあります。(表①)





表①自治会数推移

年度	市全体	穎娃地域	知覧地域	川辺地域
H20	268	79	75	114
H24	266	79	75	112
H28	258	74	74	110
R2	249	74	70	105
R6	239	70	69	100
R7	229	70	69	90
R7/H20 比較	▲ 39 *	▲ 9	▲ 6	▲ 24

\* 自治会統合による減少数35、自治会解散による減少数4

(2) 地域コミュニティの課題

① 人口減少のもたらす課題

●コミュニティの活力低下

人口減少により、地域での交流やイベントへの参加者が減少し、地域コミュニティの活気が失われます。これにより、住民間のつながりや支え合いが弱まる可能性があります。

●地域の担い手不足

地域活動やボランティア活動に参加できる人手が不足し、地域のサポート体制が弱まります。特に、地域の防災や福祉活動に支障をきたす可能性があります。

●地域文化の消失

地域独自の文化や伝統行事の継続が困難になることが懸念されます。特に、少人数では伝統行事や地域の特色を守ることが難しくなり、地域のアイデンティティが希薄化する可能性があります。

② 世帯減少のもたらす課題

●空き家の増加

世帯数の減少に伴い、空き家が増えます。空き家は地域の景観や治安に悪影響を与え、住民の生活の質にも影響を及ぼします。また、空き家が多くなることで地域全体の活力が低下したように感じられ、他の住民や新たに移住しようとする人々への印象が悪化することが懸念されます。

●地域資源の有効活用が難しくなる

地域の商業施設や公共施設の利用者が減少し、これらの施設の運営や維

持が難しくなります。

●コミュニティ維持のための活動資金不足

世帯減少により、地域での共同活動に必要な資金が不足し、地域づくりのための支援が困難になります。地域イベントや新たな取り組みが滞るおそれがあります。

③ 単身世帯増加のもたらす課題

●社会的孤立の拡大

日常的な交流が少なくなることで、特に高齢者の孤立が深刻化するおそれがあります。

●地域活動への参加率の低下

家族単位での地域活動への参加が減少し、地域コミュニティのつながりが弱まるおそれがあります。

●防災・緊急時の支援体制の課題

災害時や緊急時における支援が行き届かない可能性があります。特に高齢者の単身世帯では、迅速な支援が届きにくくなるリスクが高まります。

こうした現状において、地域づくりはこれまで以上に重要な課題となっています。人口や世帯の減少、単身世帯の増加、さらには自治会数の減少といった変化が進む中で、地域コミュニティのつながりをいかに維持・強化していくかが、今後の地域づくりの大きな鍵となります。

そのため本市では、地域の多様な主体が連携し、住民同士が支え合える基盤を整えることを目的として、「コミュニティ・プラットフォーム」の構築を進めています。この取り組みは、地域コミュニティの持続可能性を高め、誰もが安心して暮らし続けられる環境を実現するための重要な仕組みです。

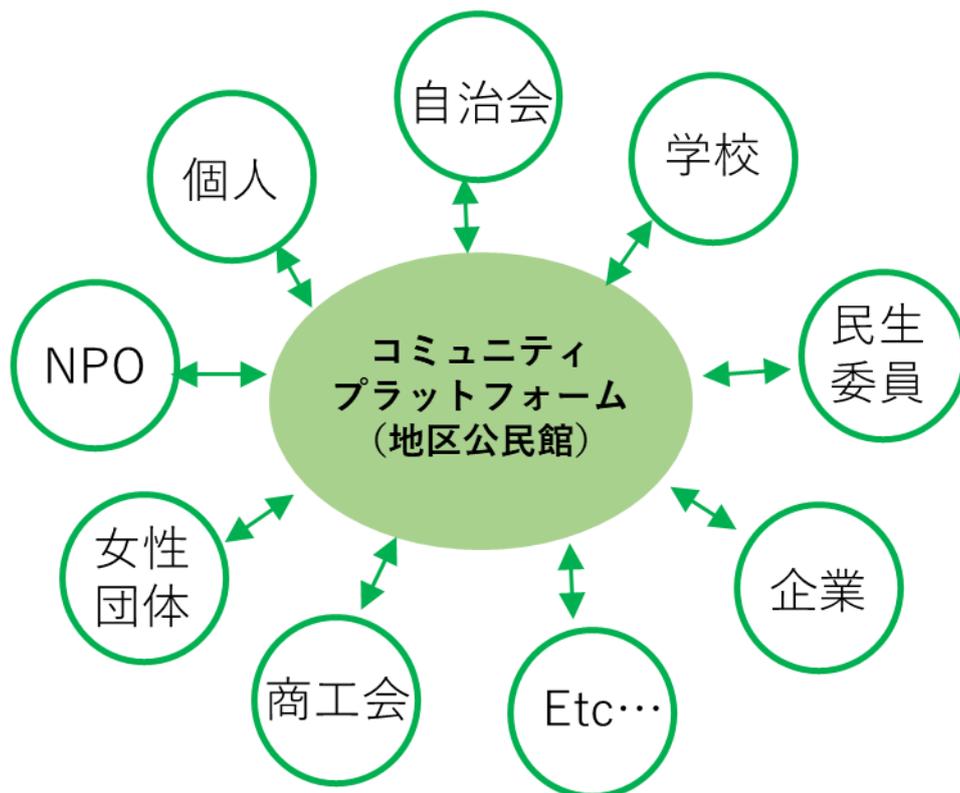
次に、本市におけるコミュニティ・プラットフォームの状況と取り組み内容について説明します。

### 3 コミュニティ・プラットフォームの状況

#### (1) コミュニティ・プラットフォームとは

地区公民館は、これまで地域の人々が集まり学びや交流を行う「共有の場」としての役割を担ってきました。そして、その地区公民館を拠点に、自治会、NPO、企業、青年団、高齢者団体、子ども会や個人など多様な主体が連携・協力して、地域の課題解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織が「コミュニティ・プラットフォーム」です。

コミュニティ・プラットフォームは、共有の場を維持するだけでなく、みんなで知恵や力を出し合いながら共有の場を活かしていく「共有の場を動かし発展させていく有機的な組織」であるといえます。コミュニティ・プラットフォームが有機的な組織であるがゆえに、地域は変化する時代の課題にも柔軟に対応でき、持続可能な地域づくりを進めていくことが可能となります。



(2) コミュニティ・プラットフォーム構築の状況

令和元年度に宮脇地区（穎娃地域）、松ヶ浦地区（知覧地域）、高田地区（川辺地域）が地域振興計画を策定し、令和2年度から地域振興計画に沿った活動を行っています。その後、各地区公民館が地域振興計画策定に向けた話し合い活動を実施し、令和6年度末時点で15地区が地域振興計画を策定し、地区の実情に合わせた活動を展開しています。

※地区公民館一覧

地区公民館名	自治会数	世帯数	人口	小学校	中学校	地域振興計画
1 郡	13	766	1,520	穎娃小	穎娃中	●
2 宮脇	10	843	1,725	宮脇小		●
3 粟ヶ窪	9	454	915	粟ヶ窪小		
4 御領	12	554	1,050	九玉小		●
5 別府	14	1,751	2,984	別府小		※1
6 上別府	12	790	1,557	青戸小		
7 手蓑	4	245	368	知覧小	知覧中	●
8 知覧	20	2,249	4,521			
9 中福良	13	433	746	中福良小		●
10 浮辺	4	479	782	霜出小		
11 霜出	14	779	1,508			●
12 松山	7	651	1,377	松山小		●
13 松ヶ浦	7	519	838	霜出小	●	
14 大丸	14	293	514	大丸小	川辺中	●
15 勝目	14	710	1,404	勝目小		●
16 川辺	41	3,260	6,775	川辺小		●
17 高田	8	588	1,138	高田小		●
18 清水	3	280	506	清水小※2		●
19 田代	6	326	667	川辺小		●
20 神殿	4	133	210			●

世帯数・人口は令和7年4月1日付、自治会未加入世帯を含む。

※1 別府地区は地域振興計画策定に向け協議実施中

※2 清水小学校は令和8年3月31日付で閉校予定

### (3) コミュニティ・プラットフォーム構築地区の取組事例

各地区では、住民が主体となって地域の課題を共有し、多様な取組が始まっています。ここでは、各地区の事例をいくつかご紹介します。



“おんじょカフェオープン” アンケート調査を行い、居場所づくりに取り組んでいます（郡地区）



地域づくりの実行部隊をNPOが担い、活動拠点「みやまる商店」を整備しました（宮脇地区）



“いもだんご” 作りを通して、交流を深めています。他地区のマルシェなどにも出店し地区をPRしています（松ヶ浦地区）



中福良小応援大作戦！で学校支援を（中福良地区）



地区で独自に空き家に関するアンケートを実施し、自分たちにできる対策を話し合っています（清水地区）



環境整備の住民負担を軽減するため“環境整備組合”を設立しました（高田地区）

### 第3章 共生・協働による地域づくりの基本的な考え方

本市では、第1章において、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、誰もが安心して暮らし続けられる地域を将来に引き継いでいくため、共生・協働による地域づくりの基本方針を策定する意義や位置づけを整理しました。また、第2章では、自治会や地区公民館をはじめとする地域コミュニティの現状を確認し、地域を支える担い手の確保や活動の継続といった課題を明らかにしました。

人口減少は市全体として避けることのできない流れである一方、その進み方や影響のあらわれ方は、地区ごとに異なっており、地区が抱える課題や強みもさまざまです。そのため、これからの地域づくりにおいては、一律の考え方を当てはめるのではなく、それぞれの地区の実情やこれまで培われてきたつながりを大切にしながら、無理のない形で支え合いの仕組みをつくっていくことが求められます。

本章では、こうした認識のもと、自治会機能や地区公民館の役割を改めて見つめ直すとともに、多様な主体との連携や、自助・互助・共助・公助のバランスを意識した、共生・協働による地域づくりの基本的な考え方を示します。

#### 1 自治会機能の維持

自治会の主体的な取り組みにより自立した住民自治を支え、地域活動の充実を図ります。一方で、存続が難しい自治会や統合を希望する自治会には、統合・再編に向けた助言や支援を行い、地域全体の活動基盤の安定化を図ります。

#### 2 地区公民館の活性化

地区公民館活動の充実を図るとともに、行政との連携先として地域の代表組織の役割を高めます。さらに、共有の場を維持するだけでなく、社会情勢の変化に応じて柔軟に対応できる組織体制を整え、地域づくりの中心的な拠点として機能強化を目指します。また、自治会との連携を強化し、相互に補完し合うことで、地区全体の協力体制をさらに強固なものとし、地域課題に対する効果的な対応を促進します。

#### 3 多様な主体との連携

地域で活動する個人や団体が、それぞれ単独で活動するだけでなく互いに連携することで、課題解決や地域の魅力発信をより効果的に進めることが重要です。こうした連携を円滑に進めるために、地域活動の調整や情報共有の中心となる組織は不可欠であり、地区公民館が地域活動連携のハブとして、その存在感を高めていくことができるような取り組みを進めます。

#### 4 自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域づくり

地域づくりにおいては、自助・互助・共助・公助の役割をバランスよく組み合わせることが重要です。まず、自助は一人ひとりが自分や家族を守る力を高めることで、地域全体の基盤を強化します。次に、互助は近隣同士や自治会内の助け合いにより、日常生活や災害時の不安を和らげ、つながりを深めます。さらに、自治会や地区公民館などを中心とした共助は、住民が組織的に協力し、課題解決や地域活動を推進する力となります。そして、公助は行政による制度や支援を通じて、安全や安心を保証し、地域を後押しします。これらが連携して機能することで、少子高齢化をはじめとする多様な課題に強い地域が生まれます。バランスの取れた仕組みは、持続可能な地域づくりにおいて必要不可欠な要素です。

##### (1) 自助とは

地域づくりにおける自助とは、一人ひとりが自分や家族を守る力を高めることです。個々が備えることで地域全体の負担が減り、共助や公助がより効果的に働きます。主体的な備えが、安心して持続可能な地域づくりの土台となります。

##### (2) 互助とは

地域づくりにおける互助とは、地域住民同士が支え合い、助け合う取り組みです。災害時の安否確認や日常生活での見守り、高齢者支援など、身近な関係の中で互いを補い合うことで、孤立を防ぎ安心して暮らせる地域を築きます。

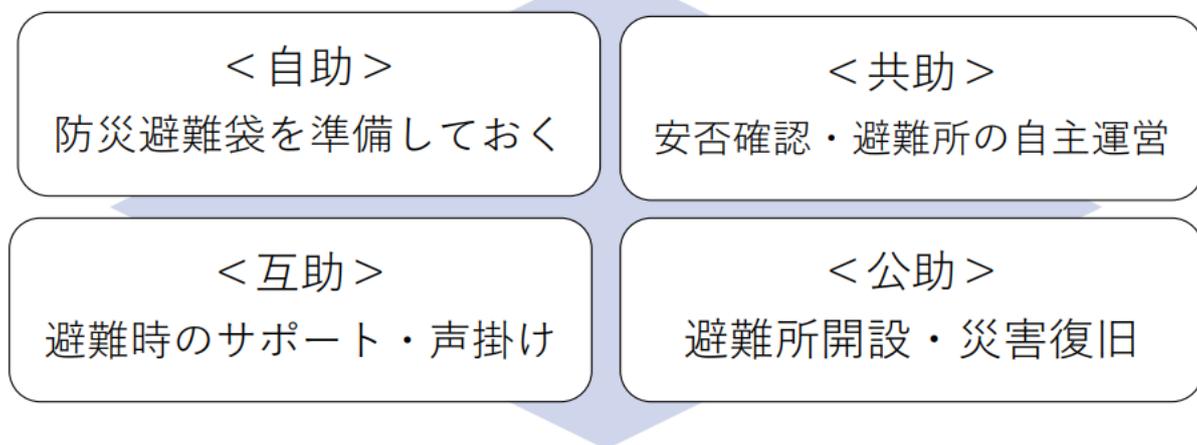
##### (3) 共助とは

地域づくりにおける共助とは、地域住民が互いに支え合い、組織的に助け合う仕組みです。個々の自助や互助を基盤に、自治会や地区公民館といった地域組織が調整役となることで、災害時や日常生活の課題にも柔軟かつ効果的に対応でき、安心して住みやすい地域づくりにつながります。

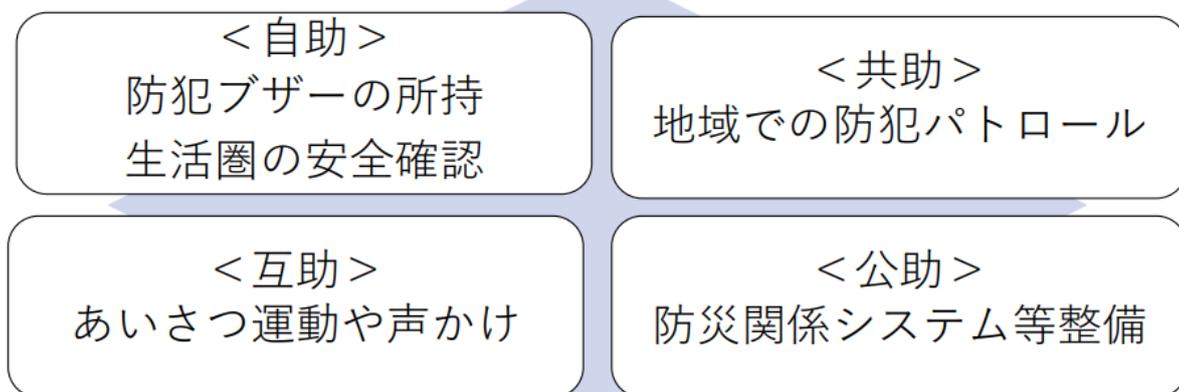
#### (4) 公助とは

地域づくりにおける公助とは、市や県、国といった行政機関が中心となり、制度や支援を通じて住民の暮らしを守る仕組みです。災害時には救助や避難所運営、復旧支援を行い、平常時には福祉や教育、防災設備の整備などを担います。ただし行政の対応には限界があるため、自助や互助・共助と組み合わせることで効果を発揮します。公助は地域全体を支える基盤であり、持続的で安心できる地域づくりに欠かせない要素です。

#### 災害発生時の例



#### 地域における安心・安全活動の例



## 5 地区の実情と自主性を尊重した地域づくり

本市においては、地区の実情を活かした地域づくりを尊重することを大切にしています。同じ南九州市であっても、地区ごとに産業や人口構成、成り立ちや歴史は大きく異なり、それぞれが固有の強みや課題を抱えています。一律に同じ施策を当てはめるのではなく、地区の特色や住民の思いを活かしたアプローチこそが、その地区にとって実効性の高い取り組みにつながると考えています。

たとえば、農業従事者が多い地区では農業と暮らしのつながりが地域づくりの中心となり、子育て世帯が多い地区では、子どもや子育て支援に関する活動の比重が自然と高くなるなど、それぞれの地区の姿に応じた取り組みが想定されます。こうした“地区の実情を尊重した地域づくり”を進めることで、住民の共感や主体的な参加が参画へと発展し、相互に補い合う持続可能な南九州市の実現へとつながっていきます。

さらに、今後、地区での話し合いや活動が深まり、住民自治がより成熟していくことで、将来的には地域づくり交付金など、市が持つ一定の財源を地区へ移し、地区の判断で活用できる仕組みを視野に入れることも可能になると考えています。地区自らが計画し、実行し、成果を生み出す流れを強めることで、より自立した地域運営が実現し、南九州市全体の活力向上にもつながっていきます。

### ◆コラム2：島根県雲南市に学ぶ

島根県雲南市では、人口減少や少子高齢化に伴う集落機能の低下に対応するため、平成17年度から「地域自主組織」の設立に取り組んできました。地域自主組織は、概ね小学校区単位で住民が主体となって再編された新たな地縁組織で、市内全域で30組織が活動しています。市は、既存自治会との関係性を丁寧に調整しながら、交流センターを拠点に地域の計画づくりや福祉・防災・交通弱者支援、特産品開発、文化継承など、多様な地域課題に取り組む仕組みを整備しました。

また、交付金を一括型で地域自主組織に移譲することで、地域が自ら判断し主体的に事業を進められる体制を構築し、地域間の意見交換の場を設けるなど、住民自治の基盤づくりを行政と住民が協働で進めてきました。こうした一連の取り組みにより、地域ごとに特色ある活動が展開され、課題解決型の住民自治が進んでいます。

雲南市の事例は、行政が枠組みを提示し、住民が主体性を発揮できる環境を丁寧に作り上げてきた点が高く評価され、平成27年に総務省と全国過疎地域連盟が主催する過疎地域持続的発展優良事例表彰で総務大臣賞を受賞しています。共生・協働による地域づくりを進める上で、地域力を引き出す仕組みづくりの好事例といえます。

#### 【雲南市データ】国勢調査より

平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
46,323人	44,403人	41,917人	39,032人	36,007人

参考：全国過疎地域連盟 HP (<https://www.kaso-net.or.jp>)

## 第4章 共生・協働による地域づくりの仕組み

### 1 自治会機能の維持・強化への支援

自治会の主体的な取組により自立した住民自治が存続し、地域活動の充実が図られるよう支援するとともに、存続の困難な自治会や統合を希望する自治会に対し統合・再編への助言、支援を行います。

#### <具体的な支援内容>

- 自治会運営マニュアルの作成・配布による活動ノウハウの提供
- 自治会活動に必要な施設等の整備、備品購入に対する補助
- 自治会活動に対する交付金制度
- 統合を希望する自治会に対する支援

集落支援員による自治会統合に関する説明会の実施、自治会統合に関するワークショップの開催支援など

### 2 コミュニティ・プラットフォーム構築の推進

引き続き、コミュニティ・プラットフォームの構築を進め、各地区の状況に応じながら、市内全20地区での展開を目指していきます。

#### (1) コミュニティ・プラットフォームの位置づけ

コミュニティ・プラットフォームは、地区公民館を拠点・中心とする地域協議体であり、自治会やNPO、企業など多様な主体に加え、市役所が地区と連携・協働する際の窓口となる組織です。

コミュニティ・プラットフォームの構築に取り組む地区公民館においては、当該取組は地域づくりにおける重要かつ優先度の高い事業となります。

#### (2) コミュニティ・プラットフォームの要件

##### ① 地域振興計画が策定されていること

コミュニティ・プラットフォームの要件として、地域づくりの方向性を示す「地域振興計画」が策定されている必要があります。その計画づくりには、住民や関係するさまざまな人々が意見を出し合い、地域の思いや課題を共有することが欠かせません。

##### ② 誰もが参加可能なこと

コミュニティ・プラットフォームの要件として大切なのは、地域に暮らす多様な人々の意見が反映されることです。そのため、世代や性別、立場に関わらず、誰もが気軽に参加できる仕組みを整えることが求められます。

### (3) コミュニティ・プラットフォームの役割

コミュニティ・プラットフォームとは、自治会やNPO、企業、青年団、高齢者団体、子ども会など、地域に関わるさまざまな団体や個人が協力し合う場です。小学校区（又は旧小学校区）という身近な地域を単位にして、地区が抱える課題に自主的・継続的に取り組むための基盤となります。

その役割は、話し合い活動により策定された地域振興計画を実際に動かす力となり、地区の人材や施設、自然などのあらゆる地域資源を共有・活用して、持続可能で安心して暮らせる地域づくりを進めることです。つまり、コミュニティ・プラットフォームは、住民みんなが協力し、地域の未来をともにつくっていくための中心的な存在といえます。

#### ◆コラム3：コミュニティ・プラットフォームってどうやってつくるの？

##### — わたしたちの地域が元気になる5つのステップ —

#### STEP 1 地域を知る・発見する

まずは、自分たちが暮らす地域を「知る」ことから始まります。

私たちの暮らす地域には、自然や歴史、人のつながり、昔から続く行事など、たくさんの“地域の宝物”が眠っています。

住民アンケートや話し合いを通じて地域の姿を見つめ直すことで、「私たちの地域には、こんな魅力があったんだ！」という新しい発見が生まれます。

#### STEP 2 未来を語ろう

次は、地域の仲間が集まって「こんなまちになったらいいな」と未来を語り合う時間です。

世代をこえて想いを話し合うことで、「自分たちの手で地域を良くしていきたい」という前向きな気持ちが育ちます。

このステップは、まちづくりへの第一歩。思い描く未来が、地域を動かす原動力になります。

#### 話し合い活動の様子



### STEP 3 未来を形にしよう（計画策定）

みんなの想いが見えてきたら、その未来を“形”にしていく段階です。

地域のめざす姿や、取り組んでみたいことを計画\*としてまとめていきます。

計画といっても難しいものではなく、「こんなことをやってみよう」という気持ちを言葉や絵、アイデアとして形にしていく作業です。

この過程で、住民の“参加”は“参画”へと変わり、まちのことを“自分ごと”として考える人が増えていきます。

\*南九州市まちづくり事業補助金交付要綱に規定されている「地域振興計画」。通称「10年計画」

### STEP 4 動いてみよう

計画ができれば、いよいよ実践です。

小さなイベント、交流会、地域の魅力発信など、できることから動き始めます。

実際に動いてみることで、地域の可能性が広がり、「やればできる」という手ごたえが仲間の自信にもつながります。

### STEP 5 つながってみよう

活動を進める中で、自治会、公民館、NPO、学校、企業、福祉団体など、さまざまな人とのつながりが生まれます。

立場の異なる人たちが協力し合うことで、新しいアイデアや解決策が見えてくることもあります。

こうして地域の輪が大きくなるほど、私たちのまちは、もっと明るく、もっと力強くなっていきます。

#### 地区で広がる様々な取り組み



壮年会と児童の交流  
(御領地区)



夏祭りで外国人との交流も (松山地区)



特産品開発、はちみつ採取に挑戦 (手藁地区)

### 3 共生・協働による地域づくりを担う人材の発掘・育成

活動が活発な地域コミュニティには、次のような多様な人材がそれぞれの役割を担いながら参画し、地域の活力を生み出しています。

#### (1) 地域を牽引するリーダー・アドバイザー

地域の方向性を示し、活動をまとめるリーダーや、長年の経験や知識を活かして助言するアドバイザーは、地域の要となる存在です。企画や調整、メンバー支援などを通じて、活動の質と継続性を支えます。

#### (2) 地域課題に気づき、行動する実践者

地域の課題を敏感に感じ取り、解決に向けて動く住民は、改善のきっかけをつくる重要な役割を担います。現場の感覚を大切にしながら、具体的な取り組みを進める原動力となります。

#### (3) つながりを生み、場をつくるコミュニケーション役

住民同士の情報共有や意見交換を促し、活動を円滑に進める人材です。人と人をつなげ、参加しやすい雰囲気づくりを担うことで、活動の裾野を広げます。

#### (4) 新たな発想で地域に刺激を与える創造的な人材

地域の文化や魅力を踏まえながら、新しい視点やアイデアをもたらす人材は、活動をより魅力的にし、地域に新風を吹き込みます。

#### (5) 地域の未来を支える「住民」

そして何より大切なのは、地域に暮らす住民一人ひとりの参画です。大きな役割を担わなくても、「できるときに、できることを、できる人が」関わることで、地域活動は大きく広がっていきます。

地域の未来は特定の人だけでつくるものではなく、住民それぞれの小さな行動の積み重ねによって形づくられます。

多様な人材を地域活動の中で発掘し、育成していくことが、コミュニティの持続的な活性化につながります。本市では、リーダーだけでなく、幅広い住民が主体的・積極的に関わる地域づくりを目指します。そのためには、さまざまな人が参加できる開かれた話し合いの場を設けることが重要です。住民一人ひとりが地域の課題に対する理解を深め、意見を表明することを通じて当事者意識を持ち、自らの役割を実感しながら実践者として積極的に行動することができるようになります。

#### 4 共生・協働による地域づくりに対する市の支援

##### (1) 財政的支援

南九州市では、共生・協働による地域づくりを進めるために、補助金をはじめとしたさまざまな財政的支援を行っています。これにより、住民や団体が自主的に取り組む地域活動や課題解決のための事業が実施しやすくなり、地域の活力やつながりを高めることにつながっています。

#### ●令和7年度地域づくり関係予算（当初予算額、まちづくり推進課所管分のみ掲載）

事業名等	金額	対象					備考
		自治会	自治会長	地区公民館	地区公民館長	その他 市民団体	
1 行政事務連絡業務委託料	105,550	● ※1	● ※1				1月あたり 戸数割450円 均等割 10,000円
2 委託業務に係る災害補償保険	1,884		●		●		1名7,300円
3 自治会集会施設等補助金	3,665	●					
4 自治コミュニティ活動交付金	25,791	●					1,700円×世帯数
5 市民自主活動総合保障制度	1,600	●		●			
6 集落支援員設置事業費	16,384			●			4名配置
7 地域活動活性化事業（まちづくり大相撲）	4,269			●			
8 まちづくり事業補助金（コミュニティ・プラットフォーム）	6,500			●			
9 まちづくり事業補助金（実践・人材・テーマ）	1,100	●		●		●	
10 地区公民館書記指導員関係経費	53,769			● ※2			書記20名 指導員1名
11 地区公民館長委託料	15,484			●	●		
12 地区公民館活動補助金	7,021			●			296千円～ 560千円
計	243,017						

※1 自治会により、自治会又は自治会長個人口座に振り込み

※2 地区公民館運営全般を担う会計年度任用職員（書記）の雇用に要する経費

## (2) 人的支援

### ① 集落支援員による伴走支援

平成30年度から「南九州市集落支援員（以下、支援員）」を配置しています。これは、地域力を維持・強化し、より一層の地域活性化を進めることを目的としたものです。支援員は「過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付）」に基づいて設置され、各地区において住民と一緒に考えながら活動する“伴走支援”を行っています。これにより、各地区の実情に応じた地域推進計画の策定支援や地区の課題解決や活性化に向けた取り組みをきめ細かく支える体制を整えています。

### ② 地区公民館運営に必要な職員等の配置

市内の各地区公民館には、地区公民館運営に関する様々な企画・事務等を担当する地区公民館書記として会計年度任用職員1名を配置しています。また、各地区で選ばれた地区公民館長に地区公民館業務の一部を委託することで、地域の自主性や主体性を尊重しながら、地区公民館が住民に身近で利用しやすい拠点として機能するよう工夫されています。

## (3) 活動拠点支援

これまで地区公民館は社会教育法に基づき、学習や文化活動など社会教育の振興を主な役割としてきました。しかし、地域が抱える課題が多様化・複雑化する中で、住民が主体的に取り組める拠点としての役割がより強く求められるようになりました。

そこで令和3年度から、南九州市公民館条例における地区公民館の根拠法令を社会教育法から地方自治法へ変更し、あわせて所管も教育委員会から市長部局へ移管しました。これにより、地区公民館は学習の場にとどまらず、福祉や防災、地域づくりなど幅広い課題に対応できる体制となり、自治会やNPO、企業など多様な主体と連携する「コミュニティ・プラットフォーム」の拠点として、地区の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進する役割を担うことが可能になりました。

## 5 施策全体に地域づくりの視点を取り入れた横断的な取組の推進

地域づくりに関する課題や取り組むべき施策は、防災、福祉、子育て、産業振興、環境など多岐にわたり、本基本方針の中ですべてを網羅することは困難です。しかしながら、地域コミュニティの維持・活性化への取組は、特定の分野に限られたものではなく、市のあらゆる施策と密接に関わる重要な視点であるといえます。

このため、共生・協働による地域づくりを特定の事業や担当部署だけのものとするのではなく、今後の施策立案や事業実施において共通して意識すべき基本的な考え方として位置づけます。各分野の施策を検討・実施する際には、地域の実情や住民の声に目を向け、地域コミュニティとの連携や協働の可能性を意識することで、施策の効果をより高めることを目指します。

市は、地域づくりの担い手である住民や団体と対話を重ねながら、分野横断的な視点で地域づくりを支え、持続可能で安心して暮らせる地域社会の実現に取り組めます。

## 【参考資料】

## 「南九州市 共生・協働による地域づくり基本方針」策定の経緯

令和7年5月9日

- 第1回地区公民館連絡協議会（公民館連絡協議会）
  - ・共生・協働による地域づくり基本方針（仮）について
  - ・今後のスケジュール

令和7年7月2日

- 第1回コミュニティ推進庁内検討委員会（庁内検討委員会）
  - ・コミュニティ・プラットフォーム現状説明
  - ・地域コミュニティ推進計画策定委員会委員（案）について
  - ・共生・協働による地域づくり基本方針（仮）について

令和7年8月27日

- ◎第1回地域コミュニティ推進計画策定委員会（推進計画策定委員会）
  - ・コミュニティ・プラットフォーム現状説明
  - ・第1回庁内検討委員会の報告
  - ・共生・協働による地域づくり基本方針（仮）について

令和7年10月17日

- 第2回地区公民館連絡協議会
  - ・第1回庁内検討委員会，第1回推進計画策定委員会の報告
  - ・共生・協働による地域づくり基本方針（案）について

令和7年12月12日

- ◎第2回地域コミュニティ推進計画策定委員会
  - ・第2回地区公民館連絡協議会の報告
  - ・共生・協働による地域づくり基本方針（案）について

令和8年1月6日

- 第2回コミュニティ推進庁内検討委員会
  - ・第1回・第2回推進計画策定委員会，第2回公民館連絡協議会の報告
  - ・共生・協働による地域づくり基本方針（案）について

令和8年1月26日～2月25日

パブリックコメント実施

令和8年1月26日，30日，2月2日

- ◆地区公民館長・書記合同研修会
  - ・第2回推進計画策定委員会，第2回庁内検討委員会報告
  - ・パブリックコメント実施について

令和8年2月27日

- 第3回地区公民館連絡協議会
  - ・パブリックコメント結果について
  - ・共生・協働による地域づくり基本方針について



◎南九州市地域コミュニティ推進計画策定委員会委員名簿

敬称略

	委員種別	所属	氏名	備考
1	団体	南九州市農業委員会	松永 克生	
2		南九州市国際交流協会	岩崎 泰依	
3		NPO法人穎娃おこそ会	小野寺 宗貴	
4		南九州市商工会	原口 和秋	
5		南九州市地域女性団体連絡協議会	安山 久美子	
6		社会福祉協議会	森田 隆志	
7	学識経験者	宮脇地区公民館 館長	山脇 勝次	
8		知覧地区公民館 館長	森 重忠	委員長
9		勝目地区公民館 館長	古市 豊	副委員長
10		高田自治会 会長	中村 正一	
11		清水の明日を語る会	坂下 明美	
12		霜出小学校 校長	奥野 裕樹	

●南九州市地域コミュニティ推進庁内検討委員会委員名簿

	区分	役職	氏名
1	委員長	まちづくり推進課長	福留 清幸
2	委員	総務課長	梶井 正人
3	委員	財政課長	難波 孝幸
4	委員	企画課長	葛迫 亮
5	委員	防災安全課長	坂口 耕作
6	委員	市民生活課長	桐木平 順一
7	委員	福祉健康課長	塗木 智子
8	委員	こども未来課長	向江 鈴代
9	委員	長寿介護課長	福元 睦美
10	委員	建設課長	前原 久志
11	委員	都市政策課長	原田 勉
12	委員	農業振興課長	伊佐敷 純郎
13	委員	教育総務課長	川之上 勇一
14	委員	社会教育課長	宇都 寿彦
15	委員	穎娃支所長	田原 博
16	委員	知覧支所長	福永 英行

□事務局

所属・役職	氏名
まちづくり推進課 共生協働推進係 係長	諏訪下 夏海
同 主幹	東垂水 克典
同 主任主事	徳 未佳子
同 主事	田原 紳太郎
同 集落支援員	福田 成孝
同 集落支援員	白坂 正弘

齋藤 博  
町田 史絵

○南九州市地域コミュニティ推進計画策定  
委員会設置要綱

令和4年3月25日 告示第54号

(設置)

第1条 本市における共生・協働のまちづくりを推進するにあたり、その基本となる南九州市地域コミュニティ推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、南九州市地域コミュニティ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定の基本的な事項に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置

き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和7年4月21日告示第101号）

この告示は、告示の日から施行する。

○南九州市地域コミュニティ推進庁内検討  
委員会設置規程

令和4年3月18日 訓令第8号

(設置)

第1条 地域コミュニティ推進の方向性や地域コミュニティの構築・活性化について必要な事項を調査検討するため、南九州市地域コミュニティ推進庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域コミュニティ組織の検討に関すること。
- (2) 地域コミュニティ推進指針の検討に関すること。
- (3) 地域コミュニティ・プラットフォームに関すること。
- (4) その他地域コミュニティに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、まちづくり推進課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 財政課長
- (3) 企画課長
- (4) 防災安全課長
- (5) 市民生活課長
- (6) 福祉健康課長
- (7) こども未来課長
- (8) 長寿介護課長
- (9) 建設課長
- (10) 都市政策課長

- (11) 農政課長
- (12) 教育総務課長
- (13) 社会教育課長
- (14) 穎娃支所長
- (15) 知覧支所長

(職務)

第4条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員が代理出席できるものとする。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて各課等に対し関係資料の提出を求めると及び委員以外の者に意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

## 1 地域コミュニティの充実

### ☑ 現状と課題

- 自治会単位の地域コミュニティ組織は、自主的に活発な活動が行われているところがある反面、連帯意識の希薄化による相互扶助機能の低下、また少子高齢化や過疎化の進行、担い手不足等により自治運営活動に支障を来すところもみられます。地域コミュニティ組織は、まちづくりの基盤として重要な役割を担うことから、その活性化を図っていく必要があります。
- 地域自治組織の基本となる自治会に対し、市が活性化を促すためにコミュニティ活動交付金を交付していますが、少子高齢化等により、運営に支障を来している自治会は年々増加しています。
- 集会施設は老朽化が進み、建て替えや改修などの必要な施設が増えることが考えられます。
- 今後は地域コミュニティ組織の中心的役割を、自治会単位から地区公民館単位へ段階的に移行し、地区公民館が新たなまちづくり基盤として重要な役割を担えるように、活性化を図っていく必要があります。
- 地区コミュニティ・プラットフォーム<sup>※</sup>の構築を推進するため、まちづくりへの参加の必要性が高まっています。

### ☑ 基本方向

- 行政と地区公民館、自治会などとの連携を強化し、共生・協働による地域づくりとして地域コミュニティ活動を推進します。
- 自治会などの地域コミュニティ組織の活動や施設の整備、人材育成に対し助成を行い、地域の活性化を図ります。
- 地区公民館を中心とした、地区コミュニティ・プラットフォームの構築に向け、誰でも参加できる体制づくりに努めます。

### ☑ 施策体系図



### ☑ 施策の展開

#### 施策 1 地区公民館と自治会の連携

##### (1) 地区公民館と自治会の連携

地区公民館の活動については、公民館活動の充実を図りながら、独自に地域コミュニティ活動を行っている自治会組織とこれを連携させ、更なる地域自治活動の活性化を図ります。

##### (2) 行政、地区公民館及び自治会の協働の推進

地域の住民がお互いに助け合う地域共生社会の実現のために、行政と連携しながら、地区公民館及び自治会など多様な主体の協働による地域づくりを推進します。

##### (3) 地域コミュニティ活動を先導する人材の発掘、育成

地域コミュニティ活性化の推進的役割を担うリーダーや主体的・積極的に地域活動に参加する地域住民の発掘、育成に努めます。

##### (4) 地区コミュニティ・プラットフォームの構築を推進

今後、地区コミュニティ・プラットフォームは、まちづくりの基盤として重要な役割を担うことから、その活性化を図ります。

<sup>※</sup>コミュニティ・プラットフォーム：主に小学校区などの範囲において、自治会、NPO、子ども会、青年団など多様な主体が協働して、地域課題の解決に向けて自主的に取り組むための基盤となるような組織



**施策2** 地域自治組織の機能強化

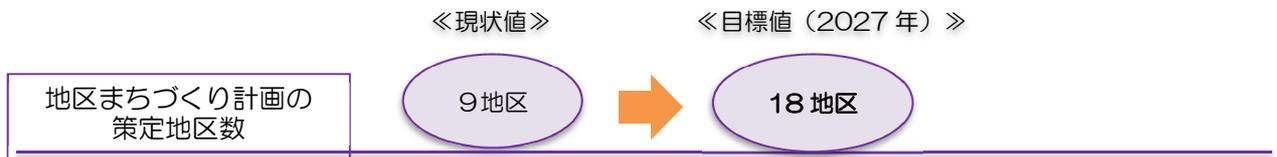
(1) 地域自治組織の活性化

自主的なコミュニティ活動に対し、コミュニティ活動交付金、まちづくり事業、コミュニティ助成事業、集会施設等整備事業等で支援し、組織の活性化を図ります。

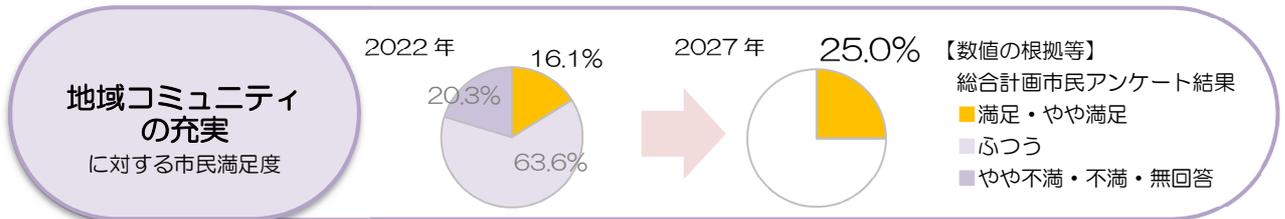
(2) 自治会の存続

自治会の主体的な取組により自立した住民自治が存続し、地域活動の充実が図られるよう、存続の困難な自治会や統合を希望する自治会に対し統合・再編への助言、支援を行います。

重要業績評価指標 (KPI)



市民満足度



役割分担



積極的に地域コミュニティ活動に協力しましょう。



住みやすい地域づくりを話し合い、地域コミュニティ活動を実践しましょう。



地域コミュニティの活性化を担うリーダーの育成等に努めます。



自治会長，地区公民館長合同事務説明会



宝くじ助成事業

---

令和8年3月発行

発行・編集

南九州市 まちづくり推進課

電話 (0993) 83-2511 (代表)

